

●申請する給付金区分【※給付条件が世帯の状況に該当する区分でチェックしてください。】

<input type="checkbox"/> <b>1. 生活保護受給(生業扶助が措置されている)世帯の生徒等</b> (1)給付額 全日制・定時制・通信制 32,300円(高等専門学校 32,300円) (2)給付条件 ①7月1日現在、生活保護における生業扶助を受給している。 (3)必要な添付書類 ①生徒を含む世帯が7月1日現在、生活保護を受給していることの証明書 <b>※生業扶助を受給している旨の記載があるもの</b> ②給付金振込口座の通帳等の写し(裏面に貼り付け)	
<input type="checkbox"/> <b>2. 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯の生徒等</b> (※1及び3の場合を除く。) (1)給付額 全日制・定時制 37,400円、通信制 36,500円(高等専門学校 37,400円) (2)給付条件 ①保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である。 ②生活保護における生業扶助を受給していない。 (3)必要な添付書類 ①保護者等全員の平成27年度市町村民税所得割額が非課税であることを確認できる書類【市町村民税の課税証明書、市町村民税・府民税特別徴収税額決定通知書など】…… <b>下記【※必要な添付書類に係る注意事項】を参照。</b> ②給付金振込口座の通帳等の写し(裏面に貼り付け)	
<input type="checkbox"/> <b>3. 保護者等の全員の市町村民税所得割額が非課税である世帯のうち次のいずれかに該当する通信制以外の高等学校に通う生徒等(※1の場合を除く)</b> ①当該世帯に扶養されている2人目以降の高等学校に通う生徒等 ②当該世帯に扶養されている高等学校に通う生徒等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる生徒等 (1)給付額 全日制・定時制 129,700円(高等専門学校 129,700円) (2)給付条件 ①保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税である。 ②生活保護における生業扶助を受給していない。 ③7月1日現在、生徒からみて15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の同じ保護者に扶養されている兄弟姉妹がいる。 (弟または妹の場合は、通信制の高校生等または高校生等以外である時に限る。) (3)必要な添付書類 ①保護者等全員の平成27年度市町村民税所得割額が非課税であることを確認できる書類【市町村民税の課税証明書、市町村民税・府民税特別徴収税額決定通知書など】…… <b>下記【※必要な添付書類に係る注意事項】を参照。</b> ②給付金振込口座の通帳等の写し(裏面に貼り付け) ③15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹が扶養されていることが確認できる書類【生徒及び兄弟姉妹の健康保険証の写しなど】(裏面に記載、貼り付け) ④通信制の高校生である弟または妹がいる場合及び23歳以上の高校生がいる場合は、当該高校生の在学証明書	
<b>※必要な添付書類に係る注意事項</b>	大阪府教育委員会へ同時に提出した就学支援金の収入状況届(又は受給資格認定申請書)に添付されている書類は省略することができます。 ただし、 <b>配偶者控除を受けている場合であっても当該控除の対象となっている保護者等の課税証明書を省略することはできません。</b>

●確認事項【※下記記載の事項を確認し、申請者が署名・押印してください。】

<p>以下の点について確認しました。 申請者氏名・印 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p>○この給付金の給付にあたり、給付目的である教育費軽減の対象生徒について、その在籍する学校に納付する授業料を除く学校徴収金に未納等がある場合は、給付される給付金のうち当該未納等となっている学校徴収金の全部又は一部に充当することに同意します。</p> <p>○この給付金の給付にあたり、併給調整が必要な他の奨学金等がある場合、当該奨学金の給付事業者(府内市町村に限る。)からの求めに対して、教育長がこの給付金の支給状況(支給予定を含む)などの個人情報を提供することに同意します。</p> <p>○私の世帯は生活保護法第36条による生業扶助は受けていません。 (上記、申請する給付金区分の1の区分以外で申請している場合)</p> <p>○生徒の弟または妹については、通信制の高校生等または高校生等以外です。 (上記、申請する給付金区分の3の区分で申請している場合)</p> <p>○他の都道府県には保護者等のいずれもが奨学のための給付金を申請していません。</p> <p>○この申請書の記載内容に誤りや虚偽事項はありません。 (誤り等により給付金を受給した場合は、返還を命じる場合があります。また、不正に給付金を受給した場合は、刑罰が科されることがあります。)</p>
--